

令和 8 年度空き家対策事業
空き家民泊活用物件選定要領

令和 8 年 4 月

磐田市地域おこし協力隊 空き家担当

この要領は、磐田市地域おこし協力隊が実施する「空き家対策事業」において、地域活性化や民泊に活用する空き家物件を募集し、対象物件を選定するために必要な事項を定めるものです。

1 空き家民泊活用物件の内容および応募資格

別紙「令和8年度空き家民泊活用物件募集要項」のとおりです。

※同要項及び本要領は募集時に磐田市のホームページ等で公表します。

2 応募手続き

(1) 応募期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月12日（日）まで（必着）

(2) 応募方法

専用フォームを利用し、必要書類を送信ください。

（専用フォームは磐田市が設置）

(3) 必要書類（各1部）

- ① 空き家提供応募用紙（専用フォームに入力）
- ② 応募者の本人確認書類（両面）

(4) 応募に関する留意事項

① 書類選考

応募書類による選考を行い、結果は電子メールにて通知します。

② 最終面接（応募建物現地）

書類選考合格物件を対象に、応募した建物現地での見学・面接を実施します。

日程は要調整 詳細は書類選考結果通知時に記載

③ 応募辞退

応募後に辞退される場合は、電子メール又はお電話にてお知らせください。

④ 費用負担

応募に要する費用（面接にかかる交通費等）は応募者負担とします。

⑤ 応募書類の無効

記載漏れ、虚偽記載、不整合がある場合、応募書類を無効とすることがあります。

3 対象物件の選定

(1) 選定方法

応募された物件について別表に基づき評価し、対象物件を決定します。

① 書類選考

書類選考の結果、「否」の評価がない応募物件を合格物件とします。

② 最終面接

書類選考合格物件を対象に、地域おこし協力隊3名による評価を行います。

全面接者の評価のいずれにも「否」がなく、かつ全面接者の合計得点が36点以上の者を面接合格者とし、得点により契約候補物件の順位を決定します。

同点の場合は地域おこし協力隊空き家担当以外の者による抽選で順位を決定します。

4 契約

(1) 契約方法（賃貸借契約）

契約候補物件の応募者は、地域おこし協力隊と協議し、契約開始時期を確定したうえで、契約を締結します。正当な理由なく協議ができない場合や、協議が整わなかった場合は、地域おこし協力隊は、契約候補物件としての決定を取り消し、次の順位の物件を繰り上げることができるものとします。

(2) 契約日

原則、令和8年5月1日

(期間 令和8年5月1日～令和9年3月31日 延長の場合あり)

(3) 賃料

応募内容を基本とし、協議により決定する

5 その他

- ・応募にかかる言語と通貨は日本語および日本円とします。
- ・本応募により知り得た情報の漏洩は禁止します。
- ・応募者が不正や不備に該当する場合、審査対象外とします。

6 問い合わせ先

名 称	磐田市地域おこし協力隊	代表	藤田亮太郎
電 話	080-4849-5929		
電子メール	ryo.tain25@gmail.com		

別表

(基準日 令和8年3月16日)

評価方法・評価基準		配点
1 書類選考		
(1)	磐田市内に所在する空き家であるか	合・否
(2)	所有者及び権利関係が明確であるか	合・否
(3)	建物の状態に重大な危険性がないか（指導履歴等）	合・否
(4)	用途地域等において活用が可能な条件であるか（民泊）	合・否
(5)	活用に向けた協議が可能であるか	合・否
(6)	空き家活用事業の趣旨に所有者が理解を示しているか	合・否
2 最終面接		
(1)	地域活性化につながる可能性があるか	とてもある 4 ある 3 あまりない 2 ない 否
(2)	活用の継続性があるか	とてもある 4 ある 3 あまりない 2 ない 否
(3)	事業として改修費用が適切であるか 応募の中で安い順に順位をつけて上位ほど高得点	上位 20% 4 下位 20% 2 それ以外 3 300万円超 否
(4)	立地条件（交通・駐車場・周辺環境）が活用に適しているか	とてもある 4 ある 3 ない 否
(5)	改修により安全に活用できる見込みがあるか	とてもある 2 ある 1 ない 否
面接者名（ ）		／18点